

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾ JPN	(円/時間)(Yen/hour)									
	611	659	668	673	687	703	713	730	737	749
	(円/日)(Yen/day)									
	4,866	5,256	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ USA	(ドル/時間)(US\$/hour)									
	4.25	5.15	5.15	5.15	5.85	6.55	7.25 ²⁾	7.25	7.25	7.25
カナダ ³⁾ CAN	(カナダドル/時間)(CA\$/hour)									
	4.75～	5.00～	5.90～	6.50～	6.70～	7.25～	7.75～	8.25～	9.50～	9.50～
	6.85	7.20	8.50	8.50	8.50	8.50	10.00	10.00	11.00	11.25
イギリス GBR	(ポンド/時間)(£/hour)									
一般(22歳/years old～)		3.70	5.05	5.35	5.52	5.73	5.80	5.93	6.08	6.19 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.20	4.25	4.45	4.60	4.77	4.83	4.92	4.98	4.98 ⁴⁾
若年者(16～17)			3.00	3.30	3.34	3.53	3.57	3.64	3.68	3.68 ⁴⁾
フランス ⁵⁾ FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)									
	36.98	42.02	8.03	8.27	8.44	8.71	8.82	8.86	9.00	9.40
中国 ⁶⁾ CHN	(元/月)(Yuan/month)									
深圳市/Shenzhen	380	547	690	810	850	1,000	1,000	1,100	1,320	1,500
天津市/Tianjin	210	—	590	670	740	820	820	920	1,160	1,310
上海市/Shanghai	270	—	690	750	840	960	960	1,120	1,280	1,450
北京市/Peking	240	—	580	640	730	800	800	960	1,160	1,260
韓国 ⁷⁾ KOR	(ウォン/時間)(Won/hour)									
	1,275	1,865	3,100	3,100	3,480	3,770	4,000	4,110	4,320	4,580
	(ウォン/日)(Won/day)									
	10,200	14,920	24,800	24,800	27,840	30,160	32,000	32,880	34,560	36,640
タイ THA	(バーツ/日)(Baht/day)									
	145	162	181	—	—	—	—	—	—	—
(バンコク/Bangkok)	—	—	—	184	191	203	203	206	215	300 ⁸⁾
フィリピン ⁹⁾ PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)									
	(ペソ/日)(Peso/day)									
非農業/Non-agriculture	145	250	325	350	362	382	382	404	426	456
農業/Agriculture	135	213	288	313	325	345	345	367	389	419
インドネシア ¹⁰⁾ IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)									
	(ルピア/月)(Rupiah/month)									
	4,600	286,000	711,843	819,100	900,560	972,605	1,069,865	1,118,900	1,290,000	1,529,150

資料出所 各国労働省及び統計局資料, カナダ: 各州政府労働担当部署ウェブサイト

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値, 2002年度以降より時間額表示。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年改訂後の州別最低賃金 (General Minimum Wages, 各州とも別途職種別最賃を定めている)。

4) 2012年10月から。

5) 2010年より毎年1月1日に改定。2012年1月1日 (通常の改定) より9.22ユーロ/時間。7月1日に物価上昇により9.40ユーロ/時に引上げ。

6) 深圳市, 天津市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。北京市は2013年1月より1400元。

7) 毎年1月1日に改定。2013年1月1日より4,860ウォン/時間に引上げ。

8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり, 他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定 (バンコクほか7県は据え置き)。

9) 2001年から緊急生活手当 (COLA) を含む。2012年の改定は2段階で, 6月に20ペソ, 11月に10ペソ引き上げられた。

10) 1995年のみ日額表示。2013年1月より2,200,000ルピア/月に改定。

※各国通貨の円換算額については, 「第1-13表 為替レート」(p.38) を参照のこと。